

成年後見制度に関する学習会を開催

令和6年10月30日（水）水戸市福祉ボランティア会館にて、成年後見制度の普及啓発を目的とした「成年後見制度に関する学習会」を開催しました。学習会には、県央地域にお住まいの方や福祉事業所の職員等86名が参加し、成年後見制度の理念や概要について学びました。

講演 成年後見制度と家族信託

～判断能力がなくなる前に取り組むべきこと～

講師：種田・鈴木法律事務所 関山英忠 弁護士

今回の学習会では、まずは自分自身がどのような財産を所有しているのか、『財産目録』にまとめ、それぞれの財産をどのようにしたいかを考え、それに合わせて『成年後見制度』や『家族信託』、『遺言』などの利用について検討をしてほしいとの話がありました。



○将来に備えた財産管理方法等について（一例）

①お金に換えておきたい

⇒現金化してあると管理しやすい

※しかし、売りの判断が難しい

②自分が認知症になっても自分の財産を
しっかり管理してもらいたい

⇒成年後見制度（法定後見・任意後見）

③特定の財産を誰かに託したい

⇒贈与、民事信託（家族信託）

④自分の死亡後に

特定の財産を誰かに渡したい

⇒遺言（自筆証書、公正証書）

『成年後見制度』は、認知症等により判断能力が低下した方に対して、本人が安心して暮らせるよう、法的に支援してくれる支援者（成年後見人等）を選ぶ制度である。

『成年後見制度』には、判断能力が低下してから利用できる『法定後見制度』と、低下する前に「誰に・どのようなことを」お願いするのか、あらかじめ決めておくことができる『任意後見制度』があり、参加者においては、元気な今のうちから備えておくことができる『任意後見制度』の利用を検討してほしい。



『家族信託』は、預金通帳や土地・建物を所有している方（委託者）が、信託しておくことで、委託者が認知症になっても財産の管理を依頼された人（受託者）が預金を解約することができたり、委託者が亡くなった後に誰に財産を引継ぎたいか決めておくことができるものである。財産状況や誰に財産を引き継いでいきたいのかなど、個々に状況が異なるため、専門家等に相談しながら進めると良い。

また、『成年後見制度』と『家族信託』は比較されることも多い制度であるが、どちらの制度もメリット・デメリットがあるため、自身の財産や考えに基づき、適切に制度利用を考えてほしいとのお話がありました。

会場内の様子



○複数の方から質問があがり、関心の高さが伺えました。

“成年後見サポーター”に協力いただきました！



○成年後見サポーター（市民後見人養成講座修了生）に参加者受付等、ご協力いただきました。

今回の学習会は、水戸市社会福祉協議会権利擁護サポートセンターと、県央地域の9市町村（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）が協力して、地域で生活する方の権利擁護事業として進めている「成年後見支援事業」の取り組みの1つとして実施しました。